

▼押さえておきたい

令和
7年度

税制改正大綱の

重要ポイント

お客様にアドバイスしたい改正事項と留意点

令和7年度税制改正大綱では、所得税の基礎控除額、給与所得控除の最低保障額の引上げなどが注目されている。本ワイド特集では、金融機関の担当者が押さえておくべき重要事項を解説する。



WEB
連動企画!

執筆・監修 税理士法人 柴原事務所

●令和7年度税制改正の最新情報一覧表をWEB上に掲載します!●

令和7年度税制改正は、自民・公明両党と野党との間で引き続き協議が行われており、今後改正内容が変更される可能性があります。本特集では掲載していない項目も含めてWEB上の特設ページに最新情報を掲載します。弊社ホームページ (<https://www.kindai-sales.co.jp/>) の「令和7年度税制改正 重要項目一覧」のバナーより、下記のIDおよびパスワードでアクセスしてください。

柴原一 税理士法人柴原事務所代表社員に聞く

令和7年度 税制改正大綱のポイント

「103万円の壁」の解消と 特定親族特別控除を新設



柴原一 (しばはら・はじめ)

税理士法人柴原事務所代表社員、株式会社オーシャンマネジメントサービス代表取締役、税理士・CFP®。資産家・農家の財産運用、相続対策、優良企業の税務および事業承継対策など、幅広いコンサルティング活動を行う。

令

和6年12月20日、自民・公明両党は「令和6年度税制改正大綱」を決定した。例年と異なるのは、少数与党に転落したため、国民民主党とも協議しながらとりまとめたことだ。

このため、いわゆる「103万円の壁」に特段の配慮がなされているが、国民民主党の主張とは隔たりがあり、国会においてその内容が一部修正される可能性がある。大綱の要点について、税理士・CFP®の柴原一氏にお話を伺った。

基礎控除と
給与所得控除を引上げ

——今回の注目は103万円の壁への対応ですが、壁は123万になるのでしょうか。

柴原 大綱では、基礎控除と給与所得控除を10万円ずつ引き上げて123万円にする予定です。基礎控除は、昭和の時代には物価上昇に伴って毎年のように引き上げられていました。それが平成元年に35万円、平成7年に38万円になって以降は、令和2年に48万円になるまで25年間ずっと38万円だったのです。

——デフレで物価が上がらなかつたからです。

柴原 そうです。実は令和2年に基礎控除を10万円引き上げたときには、給与所得控除額を10万円引き下げています。この点を考慮すると、103万円の壁は30年間変わっていないのです。これが、失